

平成31(2019)年度予算編成方針

習志野市長 宮本 泰介

1. 社会経済情勢と国の動向

我が国の経済は、平成30年9月の内閣府の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復している。」としている。また、先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」も、「通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。また、相次いでいる自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」としている。

国は、7月10日に「平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」を示す中で、「平成31年度予算は、『経済財政運営と改革の基本方針2018』で示された『新経済・財政再生計画』の枠組みの下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。」とし、また、「歳出全般にわたり、歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」としている。

2. 本市の状況と財政見通し

習志野市は、今日に至るまで「文教住宅都市憲章」に基づく、市民本位のまちづくりを継続する中で、持続可能な行財政運営を目指し、継続的な経営改革を進めてきた。現在は、基本構想における将来都市像「未来のために ～みんながやさしさでつながるまち～ 習志野」の実現を下支えするため、「自立的都市経営の推進」に取り組んでいる。

平成29年度の普通会計決算を概観すると、歳入では、景気回復の影響や奏の杜地区の納税義務者の増加等により、自主財源の根幹である市税が増収となり、経常一般財源は前年度を約5億円上回った。

歳出においては、4カ年にわたる建設工事を経て、新庁舎が竣工を迎えたことにより、普通建設事業費が約7億円減少した一方で、小中学校の大規模改修や清掃工場の延命化工事等により、その財源となる地方債の現在高は約18億円の増加となった。また、子育て支援、生活保護などの扶助費が前年度より約8億円増加するなど、経常的な経費の増加により、経常収支比率は94.9%に上昇し、財政構造の硬直化が進行している。

今後の本市の財政環境は、少子高齢化の進展に伴う、生産年齢人口の減少により、将来的に市税の減収傾向が想定され、経常一般財源は減少していく見込みである。逆に、子育て支援や、医療、介護などの社会保障関係経費は著しく増加することが見込まれ、さらに、老朽化した多くの公共施設の再生は、多額の財政需要とともに、財源として発行する市債と後年度における償還負担も大幅に増加することが見込まれる。

これら義務的経費の増加は、経常収支比率の高止まり、財政構造の一層の硬直化を招き、山積する行政課題に十分な対応ができないことも予想される。

本市が将来にわたり、持続可能な形で、安定した市民サービスを提供していくためには、予想される困難な状況に対し、それを打破するために何を為すべきかを考え、確実に実行していく必要がある。

3. 予算編成の重点事項

平成31(2019)年度は、前期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年度であり、各種施策の確実な実行によって、成果目標を達成しなければならない。

また、大久保地区公共施設再生事業における北館・南館の竣工、新消防庁舎の着工、さらに谷津小学校建替工事や芝園清掃工場延命化対策工事など、公共施設等総合管理計画を着実に進め、さらに地域包括ケアシステムの確立や、小中学校等の普通教室のエアコンも含めた環境整備など、以下の項目を重点事項として予算を編成する。

- 一、 未来をひらく教育と生涯にわたる学びを推進すること
- 一、 子どもが健やかに育つ環境の整備を推進すること
- 一、 誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉を充実すること
- 一、 公共施設総合管理計画に基づく取組を推進すること
- 一、 第一次経営改革大綱の着実な実行により、財政健全化を推進すること

4. 平成31(2019)年度予算編成に向けて

少子高齢化の進行等による財政状況の悪化に備えるには、さらに積極的な財源確保とともに、既存事業の実績や費用対効果を改めて徹底検証する必要がある。そして、これにより生み出された財源については「真に必要な政策」へ充当していかなければならない。

平成31(2019)年度予算編成は、経常的経費は庁内分権型予算による配当方式とし、臨時的・政策的経費は各部からの要求に基づく積み上げ方式とする。ただし、配当方式による経常的経費についても、既存事業を徹底的にゼロベースから見直すこととする。

分権型予算の趣旨を鑑み、各部長の責任において、前例踏襲、現状維持の発想を排除し、緊急性と費用対効果の高さを基準に事業の優先順位度を図り、採択と精査の上、予算編成に取り組みたい。さらに、「組織、運営の合理化」「総計予算主義の原則」「財政健全化の保持」等、地方自治法・地方財政法などに定める財政規律を遵守すること。

なお、特に以下に掲げる事項を十分踏まえた上で予算編成に取り組むこと。

- 一、事業経費は事業執行に伴う人件費を含めたものであり、その主な財源は市民の納税によるものであることを十分認識し、事務の標準化・合理化に努めるとともに、事業構築においても、中長期的な影響を視野に入れ、より具体的な数値を用いて費用対効果を分析し明らかにすること
- 一、費用対効果が低い事業、所期の目的を達成した事業や、民間で対応可能な事業については、廃止、再構築を前提に、重点的且つ徹底した精査を行うこと
- 一、各事業及び各施設の担当職員一人ひとりが、経費節減を意識し、経済性、効率性、必要性、有効性、将来の影響等を再検証し、効果的な事業執行に努めること
- 一、扶助費については法令等に基づく事業を原則とし、市単事業や上乘せ給付等について、給付水準や助成対象等の精査・見直しを行うこと
- 一、国等の平成31年度予算編成の動向を注視し、補助制度を的確に捕捉し、対応すること
- 一、市税等の収納率の向上、公有財産の有効活用、ネーミングライツ、寄附金確保など、先進事例も参考とし、新たな歳入の確保に積極的に取り組むこと。業務効率化に資する取組(AIやRPAの導入等)についても、効果額をよく精査の上、検討すること

以上、終期を迎える前期基本計画等に掲げた施策の確実な達成に向け、職員一人ひとりの能力と叡智を結集の上、それらを十二分に発揮し、予算編成に取り組むこと。